

改正事項の概要【詳細は、統一事項(具体事例)で確認してください】

1. 工事实績確認資料として提出されるコリンズに関する資料について

これまでコリンズ・テクリスのシステムにおける工事实績データ確認表示画面を印刷した資料を有効な書類として認めている事例があることが判明したため、提出書類として有効な資料を明確化した。

※「3. 評価対象外とする事項の具体事例」の「(5)添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる」に事例を追加(具体事例 P9)

「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し(いずれも竣工登録に限る。)のみ添付資料として有効

①(竣工登録時の工事カルテ)

②(竣工登録時の登録内容確認書)

竣工登録に限る

竣工登録に限る

工事カルテを提出する際は、「竣工登録工事カルテ受領書」の写しの添付もお願いします。

項目	内容
1. 受注形態	受注形態
2. 竣工認定年月日	竣工認定年月日
3. 契約内容	契約内容
4. 登録内容の有無	登録内容の有無
5. 登録内容	登録内容
6. 登録内容	登録内容
7. 登録内容	登録内容
8. 登録内容	登録内容
9. 登録内容	登録内容
10. 登録内容	登録内容
11. 登録内容	登録内容
12. VIE, ISO対象	VIE対象工事 VIE対象工事(区分) ISO対象工事 ISO対象工事(区分)
13. 株式会社	株式会社 (区分) (漢字) 建設業許可番号
14. 工事の分野	工事の分野
15. 工事の形態	工事の形態
16. 工事種別	工事種別

2. 軽微なものの判断基準を明確化

「3. 評価対象外とする事項の具体事例」の「6. 技術資料と添付資料の記載内容が異なる」の事例の中で、例外規定として「具体事例に記載がない又は類似しない事例のうち、軽微なもので技術審査に影響がないもの」は評価対象とする取扱いにしていたが、その判断基準が曖昧であったため明確化した。

※「3. 評価対象外とする事項の具体事例」の「(6) 添付資料と添付資料の記載内容が異なる」の事例を整理(具体事例 P11～P15)

●評価しない場合の事例

・「軽微なものの判断基準」に該当しない事例全て ← 今回追加

●軽微なものの判断基準（評価対象とする）

・具体事例に記載がない又は類似しない事例のうち、軽微なもので技術審査に影響がないもの
← 今回削除

●評価しない場合のうち、誤りが多い事例を追加

(例5) 技術資料の記載内容が添付資料から確認できない

技術資料：資格の取得年月日 平成 5年2月15日
資格者証：資格の取得年月日 平成15年2月15日 } →日付が違う



(例6) 技術資料に記載すべき事項と異なる内容を転記

<実際の契約>

契約業務名：◎◎維持管理業務
発注機関名：松江県土整備事務所
元請企業名：○○建設
下請企業名：△△工務店

<△△工務店が提出した技術資料>

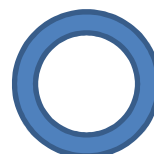
発注機関欄：○○建設
(記載の誤り)



発注機関の欄は、元請企業名ではありません！

<正しく記載した技術資料>

発注機関欄：松江県土整備事務所
(正しい)



他工事で作成した資料から誤ってコピー？

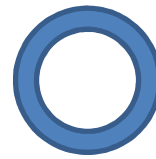
●軽微なものの判断基準（評価対象とする）に追加した事例

- 軽微な転記の誤りで技術審査に影響がないもの

(例1) コリンズ登録番号の記載の誤り

技術資料：○○○○○○○○○○○1

コリンズ：○○○○○○○○○○○2

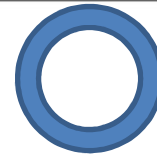


(例2) 契約工期（終期）と実施完成日（竣工日）の混同による転記の誤り。ただし、添付資料に記載の契約工期（終期）、実施完成日（竣工日）以外の日付を転記した場合は軽微なものと判断しない。

資料の提出状況

資料名	契約工期（終期）	実施完成日（竣工日）
技術資料	H26.11.18 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26.11.30 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26.11.30 (正しい)	H26.11.18 (正しい)

契約工期（終期）の欄に実施完成日（竣工日）を記載
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な転記の誤り)

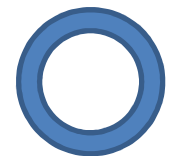


(例3) 契約工期（終期）より早く実施完成（竣工）した工事について、技術者従事期間（終期）欄に契約工期（終期）の日付を記載

資料の提出状況

資料名	契約工期（終期）	技術者従事期間（終期）	実施完成日（竣工日）
技術資料	H26.11.30	H26.11.30 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26.11.30	H26.11.18 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26.11.30	-	H26.11.18 (正しい)

従事期間（終期）の欄に契約工期（終期）の日付を記載
⇒ 「評価対象とする」(軽微な転記の誤り)



・申請者の解釈の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの

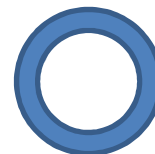
(例1) 労働福祉関連の状況(高年齢者の雇用確保)の評価項目で、添付資料から評価基準を満たす措置が取られていることを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した措置と異なる内容を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	就業規則
定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている	「有」を記載 (誤り)	該当箇所明示 (解釈の誤り)
満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)
定年の定めがない	「無」を記載	—

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

解釈の誤り ⇒ 「評価する」



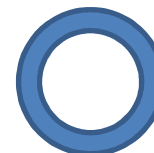
(例2) 若手技術者・若手従業員の新規雇用(※)の評価項目で、添付資料から評価基準を満たすことを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した内容と異なる項目を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書
(a) 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載 (誤り)	提出あり (評価基準以外の学校)
(b) 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載	
(c) 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

(c)で評価する



※若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用
適用対象工事：標準型、施工体制確認型(2億円以上)

※若手技術者・若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用
適用対象工事：標準型、施工体制確認型(2億円以上)

(例3) エクセル形式の電子ファイル(参考資料)の企業入力シート「3.押印済資料で提出する評価項目」の「押印済資料での提出」欄の選択の誤りによるもの

① 「押印済資料での提出」欄で「有」を選択

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、
本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても
評価対象としません。

誤った提出方法
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な解釈の誤り)



【正しい提出方法】 押印済資料の写しを PDF 形式で提出

【誤った提出方法】 押印済資料を提出せず、申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出 (提出資料で技術審査する)

【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

※押印済資料の発行の取り扱いについて

「押印済資料での提出」欄の選択を誤って技術資料を提出した場合、申請内容に誤りがなければ、発注者が技術資料の「技術資料の提出方法」の欄に斜線等を追記した上で、押印済資料を発行します。